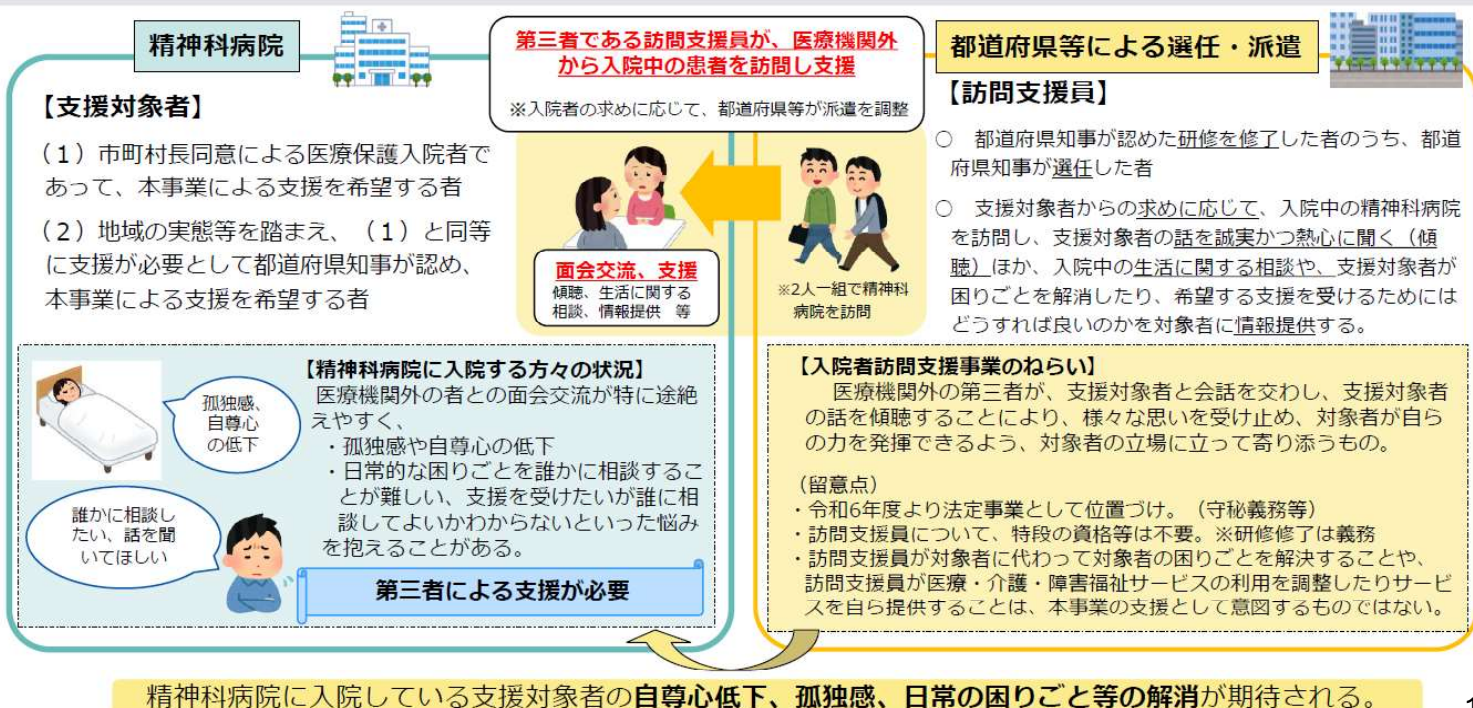


【報告事項】

1 入院者訪問支援事業について

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



1

都道府県等が担う業務について

準備

- ・ 庁内の調整…①事業主幹部局の決定 ②関係部局との連携体制の構築 ③予算確保 ④事務局（委託可）の設置
- ・ 庁外の調整…①都道府県精神科病院協会に本事業について説明・協力依頼
②受け入れ精神科病院に説明・協力依頼（実際の訪問支援員の派遣方法について調整）
③管内市区町村（保健所設置市及び特別区を含む）と本事業に係る市町村と事業実施の方法について調整
④関係機関（基幹相談センターや障害者相談支援センター等）への周知
- ・ 要綱作成…国が示す要綱に基づき、自治体の事業要綱作成

研修の実施

- ・ 支援員養成研修の準備…①受講対象者の検討 ②研修プログラムの検討 ③研修講師、ファシリテーターの確保
- ・ 支援員養成研修の実施（都道府県等で実施する場合）…①開催準備（会場、講師等）
②研修実施 ③修了証発行 ④受講者名簿管理

支援員の派遣

- ①支援員派遣のスキームの確立（詳細は別スライド） ②訪問支援員の選任 ③支援員の登録、管理（名簿等の作成）
 - ④支援員への事前説明 ⑤支援員の派遣調整 ⑥支援員へのサポート体制の構築 ⑦事業実施記録管理 ⑧年度末報告
- ※特別区、保健所設置市で実施する場合においては、研修の実施及び支援員の選任を都道府県に行っていただく必要があります。

事業の周知

- ①本事業の啓発資料の作成
- ②管内市区町村（保健所設置市や特別区を含む）…市町村長同意による医療保護入院者との面会時に本事業を紹介するよう依頼
- ③精神科病院等…退院後生活環境相談員等から入院者に対して本事業を紹介するよう依頼

会議設置・運営

- 推進会議…①会議体の設置（既存の会議体も可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ ⑤事業報告
- 実務者会議（委託可）…①会議体の設置（既存の会議体も可、委託可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ
⑤推進会議への報告

評価

- ①支援員や利用者からの意見の収集等を行う ②推進会議、実務者会議等で①で収集した意見等を共有する
- ③会議の構成員からの意見等を取りまとめる ④本事業の会議を活用し、事業の評価方法や評価を実施する

- 都道府県は、精神保健福祉法第 3 5 条の 2 に基づき、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を修得するための研修を実施する。
- 都道府県知事が行う研修は、①精神保健、医療及び福祉の現状及び課題、②入院者訪問支援事業の概要、③入院者訪問支援員として必要な技能についての講義及び演習とする。
- 研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者を入院者訪問支援員と定める。



- ・訪問支援員としての活動を希望する者が対象
- ・講義：５時間程度（オンライン受講可）
- ・演習：６時間程度（原則、対面で実施）
- ・実施主体：都道府県等
- ・内容：省令に準拠



【演習】

講義で得られた基本的知識を基礎としつつグループワークやロールプレイ等を通じて訪問支援員として必要とされるより実践的な知識や技能を習得する



- 都道府県等においては、管内の特別区、保健所設置市を含め、養成研修の実施に向けた調整と養成研修の開催
- 特別区、保健所設置市においては、都道府県等が行う養成研修への受講者の派遣
- 特別区、保健所設置市において養成研修を実施する場合は都道府県等から委託の上で実施

※予算案のため変更の可能性あり

- 入院者から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。
- 事務局は、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。

本事業に係る会議体

- 都道府県等は、本事業を円滑に進めるため、事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体及び事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、実務者が協議するための会議体を設置する。

進め方の検討・見直し

推進会議

【目的】

運営を管理する者および訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに**事業の進め方について検討や見直しを図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

都道府県等の協議の場（地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等）の活用を可能とする。

【参加者】

都道府県等主管課、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、
 その他有識者等

課題等の洗い出し・検証

実務者会議

【目的】

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施においての具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、**事業の円滑な推進と、更なる充実を図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

（運営事務については委託を可能とするが、都道府県等事業担当者の会議への参加は必須とする）

【参加者】

都道府県等主管課、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者、市町村実務担当者（市町村同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当）、その他の当該事業に係る者等

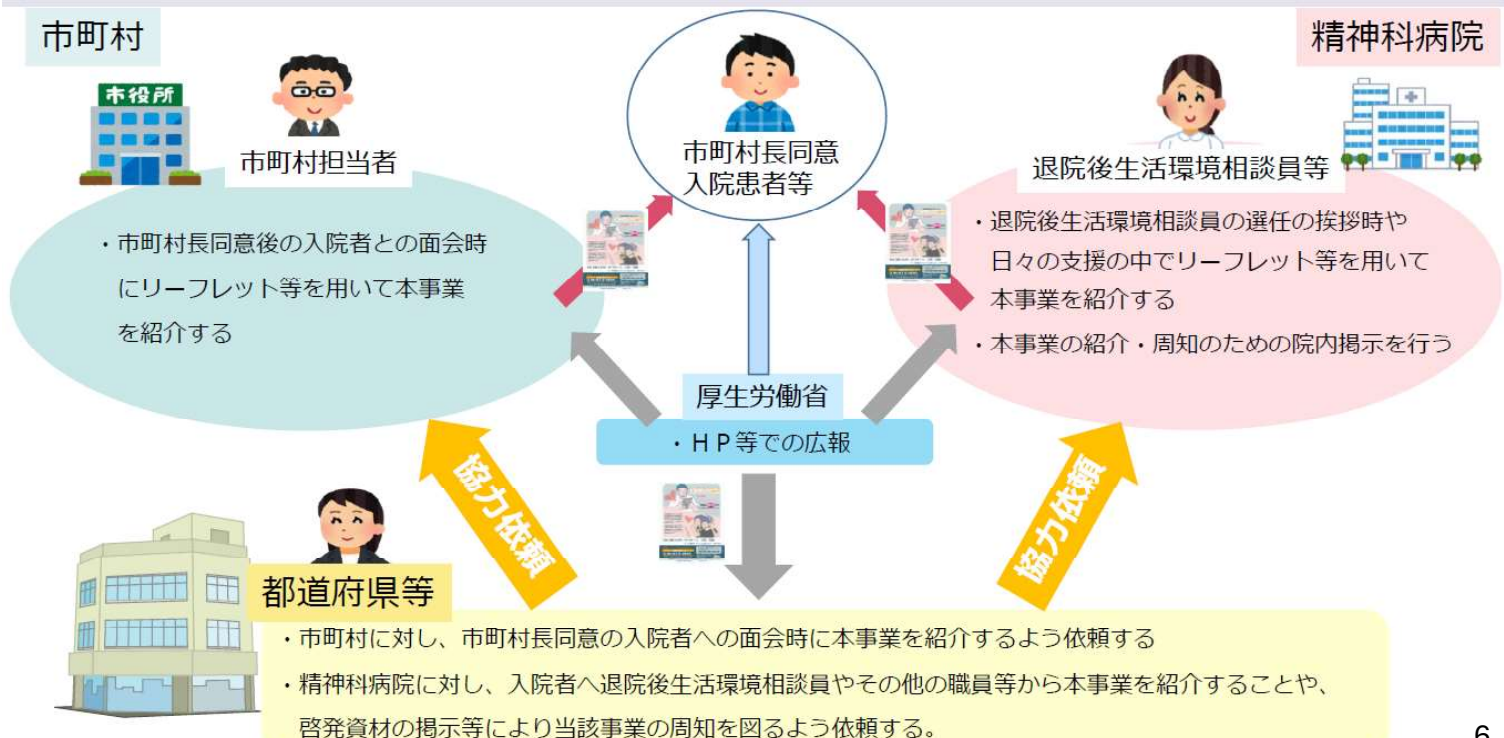
5

入院者への事業周知

- 都道府県等は、市町村に対し、市町村長同意による医療保護入院者との面会時に当該事業を入院者に紹介するよう依頼する。
- 都道府県等は、精神科病院に対し、退院後生活環境相談員等から入院者に対して当該事業を紹介することや、啓発資料の掲示等により入院者に常時当該事業の周知を図ることを依頼する。

市町村

精神科病院



6

熊本県の取組状況

■これまでの取組

【令和7年度訪問支援員養成研修】

日時：令和7年10月6日

場所：熊本県庁地下大会議室

対象者：52名

(行政職員、精神保健福祉士、相談支援専門員、ピアサポーター等)

【その他】

熊本県精神科協会等への説明・協力依頼

■今後の予定

- ・実施要項等の作成
- ・精神科病院等関係機関への説明
- ・対象者への周知